第二条中「前条」を「第一条」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（平成二十六年二月における交付の特例）

第二条　地方交付税法第十六条第一項の規定にかかわらず、各地方団体に対して交付すべき平成二十五年度分の地方交付税の額のうち同法、地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二号）附則第二項及び普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）の規定により交付すべき普通交付税の額から、既に交付した普通交付税の額を控除した額を平成二十六年二月において交付する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第七号

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九十九号）及び独立行政法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第一号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、並びに独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）附則第五条の五の規定を実施するため、独立行政法人科学技術振興機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月十七日

文部科学大臣　下村　博文

独立行政法人科学技術振興機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人科学技術振興機構に関する省令（平成十五年文部科学省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同条第九号中「第十八条第九号」を「第十八条第十号」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九　機構法第十八条第九号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項

附則第二条の次に次の一条を加える。

（共通事項の経理）

第二条の二　機構は、機構法附則第五条の五の規定により区分して経理する場合において、経理すべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項については、文部科学大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して経理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理することができる。

附　則

この省令の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　附則第二条の次に一条を加える改正規定　公布の日

二　第一条の二の改正規定　平成二十六年四月一日

○国土交通省令第十一号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十八条の二の規定に基づき、小型船舶操縦士試験機関に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

小型船舶操縦士試験機関に関する省令の一部を改正する省令

小型船舶操縦士試験機関に関する省令（昭和四十九年運輸省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項の表特定試験事務を行う事務所の所在地の欄中「東京都新宿区市谷砂土原町二丁目七番十九号」及び「神奈川県横浜市中区海岸通一丁目三番地」を「神奈川県横浜市中区元浜町三丁目二十一番二号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年二月十七日から施行する。

告　示

○政治資金適正化委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十六年二月十七日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏名
四五九三	二六、一、二四	池田　卓也
四五九四	二六、一、二四	森山　貴弘
四五九五	二六、一、二四	瀧澤　正春
四五九六	二六、一、二四	東元　美惠
四五九七	二六、一、二四	本郷　順子
四五九八	二六、一、二四	宗　昭宏

○法務省告示第六十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月十七日

法務大臣　谷垣　禎一

別表第一セントメリー日本語学院・進学コースA、同・進学コースB、同・進学コースC、同・進学コースD、同・一般コースの項中「セントメリー日本語学院・進学コースA、同・進学コースB、同・進学コースC、同・進学コースD、同・一般コース」を「セントメリー日本語学院・進学コースA、同・進学コースB、同・進学コースC、同・進学コースD」に改め、同表メロス言語学院の項中「メロス言語学院」を「メロス言語学院・日本語総合2年課程、同・日本語総合1年9ヶ月課程、同・日本語総合1年6ヶ月課程、同・日本語総合1年3ヶ月課程、同・日本語総合1年課程」に改め、同表早稲田言語学院の項の次に次のように加える。

学校法人ＡＢＫ学館ＡＢＫ学館日本語学校	東京都

別表第一岩谷学園テクノビジネス専門学校の項中「岩谷学園テクノビジネス専門学校」を「岩谷学園テクノビジネス横浜保育専門学校」に改め、同表富士山日本語学校の項の次に次のように加える。

富士さくら日本語学校	静岡県

別表第一活学書院の項の次に次のように加える。

京進日本語学校京都駅前校	京都府

別表第一青巌日本語学校の項中「青巌日本語学校」を「せいがん日本語学校」に改め、同項の次に次のように加える。

大阪バイオメディカル専門学校日本語学科	大阪府
平成医療学園専門学校日本語学科	大阪府

別表第一熊本外語専門学校の項の次に次のように加える。

東方国際日本語学校	熊本県

別表第一に次のように加える。

学校法人南星学園サイ・テク・カレッジ那覇日本語科	沖縄県
学校法人フジ学園専門学校ＩＴカレッジ沖縄	沖縄県

別表第二ＫＣＰ地球市民日本語学校・特別進学課程2年コース、同・特別進学課程1年半コースの項の次に次のように加える。

メロス言語学院・日本語総合準備教育2年課程、同・日本語総合準備教育1年6ヶ月課程	東京都

○法務省告示第六十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月十七日

法務大臣　谷垣　禎一